**出生前の施設（事業）利用申請に関する誓約書兼同意書**

※**以下に記載の誓約及び同意事項**をよくお読みのうえ、ご署名をお願いいたします。

|  |
| --- |
| **誓約及び同意事項** |
| １ | 出生届を提出した際は、速やかにこども家庭課（※）に連絡します。 |
| ２ | 出産後、子の疾病等が分かり、**集団での保育または、日々通園が難しいと考えられる場合**には、**利用前に必ずこども家庭課（※）**に**相談**します。 |
| ３ | 施設（事業）利用の内定後、次の（１）または（２）に該当する場合は、**内定が取り消しとなることに同意します。** （１）利用開始月の１日において、子が満３か月を経過していない場合。　　　（例：利用開始月が４月の場合は、前年１２月３１日までに出生していること。）（２）産後休業（育児休業を含む）からの復職予定（就労）として支給認定を受け、産休明け保育の利用を希望し、かつ、利用開始月内において、子が出生日から５７日未満である場合。（例：利用開始日が４月中であっても、３月５日以降に出生した場合）※　産休明け保育は出生後、５７日目（出生日は０日目として数える）から保育を利用できる制度で、就労をしている方が対象になります。（利用できる施設は保育園（所）及び認定こども園のみとなります。） |

（※）内定前は、第１希望の保育園等が所在する区のこども家庭課、内定後は内定保育園等が所在する区の

こども家庭課が連絡・相談先となります。

（あて先）千葉市長

　私は、　　年 　　月 　　日からの施設（事業）の利用申請にあたり、上記事項について誓約し、同意します。

（署名欄）

　誓約及び同意年月日　　　 　　　　　　年　 　月　　 日

住所　　千葉市　　　　区

保護者氏名